

VII 消防・防災

1. 消	防	155			
2. 非	常	備	消	防	156
3. 危	機	管	理	157	



1 消 防

(1) 八代広域行政事務組合 消防本部

①階級別実員数 218名

消防正監1人、消防監3人、消防司令長11人、消防司令27人、消防司令補51人、消防士長33人、消防副士長29人、消防士62人、その他の職員1人

②現有消防力 消防車両49台

<本部> 指令車、防災指導車、査察指導車、広報車2、事務連絡車、人員搬送車、支援車I型、津波・大規模風水害対策車

<八代消防署> 水槽付ポンプ車、化学車、ポンプ車2、高規格救急車2、救急車、救急指導車、屈折はしご車、救助工作車、資機材運送車、水難救助支援車、水槽車、指揮車、消防自動二輪車2

<新開分署> 梯子付消防ポンプ車、大型化学車、泡原液搬送車、ポンプ車、高規格救急車、広報車

<日奈久分署> ポンプ車、高規格救急車、災害対応広報車

<坂本分署> ポンプ車、高規格救急車、災害対応広報車

<鏡消防署> 水槽付ポンプ車、ポンプ車、高規格救急車2、救助工作車、指揮車、消火通報訓練指導車、消防自動二輪車

<泉分署> ポンプ車、水槽付ポンプ車、高規格救急車、災害対応広報車

③活動状況

年	火 災 発 生					救 急		
	出火件数	焼損棟数	焼 損 面 積		罹 災 世帯数	損害見積額 (千円)	出場件数	搬送人員
			建物(m ²)	林野 (a)				
H20	46 (44)	36 (34)	1,070 (965)	0 (0)	17 (16)	78,238 (65,117)	5,355 (4,893)	5,019 (4,548)
H21	57 (48)	43 (32)	1,250 (1,040)	0 (0)	32 (23)	75,571 (61,032)	5,346 (4,838)	5,091 (4,597)
H22	47 (45)	51 (50)	6,049 (5,969)	2 (2)	35 (34)	801,054 (797,487)	5,731 (5,205)	5,441 (4,929)
H23	52 (45)	46 (40)	1,715 (1,306)	10 (0)	29 (26)	52,765 (47,799)	5,953 (5,378)	5,575 (5,028)
H24	41 (37)	40 (36)	1,261 (1,006)	0 (0)	22 (19)	116,443 (109,617)	6,102 (5,516)	5,726 (5,169)
H25	42 (36)	46 (42)	2,623 (2,608)	0 (0)	22 (20)	121,766 (101,065)	6,449 (5,888)	5,991 (5,468)
H26	41 (33)	38 (33)	1,585 (1,414)	1,999 (1,999)	20 (16)	94,908 (91,271)	6,475 (5,849)	6,051 (5,469)

※ () 内数字は八代市分。

④庁舎の状況

署 名	項 目	敷地面積 (m ²)	建物の構造	延べ面積 (m ²)	総工費 (千円)	職 員 (人)
事務局・消防本部 八代消防署		7,607.48	鉄筋造2階建	4,356.74	2,116,402	103
新 開 分 署		2,188.27	鉄筋コンクリート1階建	385.00	74,531	27
日 奈 久 分 署		2,501.92	鉄骨1階建	491.04	321,229	15
坂 本 分 署		1,666.64	鉄筋コンクリート1階建	230.00	43,654	15
鏡 消 防 署		6,420.23	鉄筋コンクリート3階建	2,237.39	694,043	43
泉 分 署		1,926.65	鉄筋コンクリート1階建	230.00	49,063	15

(2) 消防施設

消火栓 1,037(1,022) 詮 防火井戸・突井戸 717(717)カ所 防火水槽 542(500)基

※ () 内数字は八代市分。

2 非常備消防

(1) 消防団

分 団 数	73 分団			
消防団員の階級	団長	1 人	副団長	17 人
	指導員	9 人	分団長	73 人
	副分団長	73 人	部長	128 人
	班長	385 人	団員	1,710 人
	消防団員の定員	条例定数	2,500 人	実員数
団員の任期	団長・副団長・指導員は 4 年、分団長は 4 年または 2 年 副分団長・部長・班長・団員は、期限なし			
報酬 (年額)	団長	150,000 円	副団長	120,000 円
	指導員	83,000 円	分団長	58,000 円
	副分団長	40,000 円	部長	35,000 円
	班長	21,000 円	団員	17,000 円
	団保有消火機動力	消防ポンプ車	7 台	小型ポンプ付積載車
			可搬動力ポンプ	96 台

退職報償金(昭和 39 年 6 月 29 日設置、平成 18 年 4 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日
改定施行) (単位：千円)

階 級	勤 務 年 数					
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
団 長	239	344	459	594	779	979
副 団 長	229	329	429	534	709	909
分 団 長	219	318	413	513	659	849
副 分 団 長	214	303	388	478	624	809
部長・班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

(2) 消防賞じゅつ金

条例制定年月日 昭和 44 年 12 月 17 日 (平成 17 年 8 月 1 日合併により改定)
目 的 消防業務に従事するに当たって災厄を被った消防団員に対し功労の程度に応じ、賞じゅつ金を授与し、その功労に報いるため。

種 類 及 び 授与の対象 ①殉職者賞じゅつ金
殉職者の遺族 (範囲、順位は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 9 条及び第 9 条の 3 第 2 項による)
②殉職者特別賞じゅつ金
殉職者の遺族 (範囲、順位は、政令第 9 条及び第 9 条の 3 第 2 項による)

③障害者賞じゅつ金
災厄を被った本人
支 給 額 平成 17 年 8 月 1 日改定適用
①殉職者賞じゅつ金
490 万円以上、2,520 万円以下とし、功労の程度によって定める。
なお、殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は賞じゅつ金は授与しない。

②殉職者特別賞じゅつ金

3,000万円

③障害者賞じゅつ金

障害の等級	功労の程度による支給額	
第1級	20,600,000円以下 4,900,000円以上	
第2級	15,500,000	4,600,000
第3級	13,600,000	4,100,000
第4級	12,100,000	3,600,000
第5級	10,300,000	3,100,000
第6級	9,000,000	2,800,000
第7級	7,600,000	2,300,000
第8級	6,400,000	1,900,000

(注) 障害の等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令別表第2の定めによる。

3 危機管理

(1) 防災

指定緊急避難場所一覧（津波時を除く）

区分	第1避難施設		第2避難施設		第3避難施設		合計	
	施設数	収容人員	施設数	収容人員	施設数	収容人員	施設数	収容人員
本庁	19	6,840	33	24,127	15	10,830	67	41,797
坂本支所	8	3,200	13	5,675	—	—	21	8,875
千丁支所	2	140	3	1,300	—	—	5	1,440
鏡支所	3	450	1	370	4	1,160	8	1,980
東陽支所	5	2,395	—	—	—	—	5	2,395
泉支所	8	2,180	—	—	—	—	8	2,180
合計	45	15,205	50	31,472	19	11,990	114	58,667

備蓄倉庫及び水防倉庫 (H27.4.1現在)

区分	備蓄倉庫		水防倉庫 箇所数
	箇所数	食糧備蓄量	
本庁	23	11,300	9
坂本支所	2	1,600	1
千丁支所	1	1,200	2
鏡支所	2	1,200	6
東陽支所	1	600	1
泉支所	1	600	1
合計	30	16,500	20

※食糧備蓄量はアルファー米で換算 (単位：食)

主な備蓄品 毛布・タオル・アルファー米・缶詰・紙おむつ・トイレットペーパー・ブルーシート、発電機、投光器、組立式簡易トイレ、避難所用簡易間仕切りセット等

主な水防備品 スコップ・杭・かけや・土嚢袋等

自主防災組織 (H27.8 現在)

区分	組織数	世帯数
本 庁	64	32,671
坂本支所	56	1,650
千丁支所	14	2,379
鏡 支 所	23	5,730
東陽支所	18	583
泉 支 所	33	698
合 計	208	43,711

※八代市結成率 80.2% (H27.8) 参考：県計 77.7% (H27.4)

(2) 八代市国民保護計画

目 的	国民保護計画は、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、住民の避難や避難住民の救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためあらかじめ作成する計画で、住民の生命や財産を保護することを目的とする。
計 画 内 容	国民保護措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。
根 拠 法	国民保護法（正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃などから国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。）
今年度の予定	八代市国民保護計画の見直し(組織改編)

(3) 八代市危機管理指針

目 的	危機管理指針は、八代市域及びその周辺において、危機事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、本市が実施する危機管理に関する基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的な危機管理体制の整備を推進し、危機事態の発生を未然に防止し、又は発生した危機事態に迅速に対応し、被害の防止・軽減を図ることを目的とする。
指 針 の 内 容	対象となる危機事態、組織体制並びに事前対策、応急対策及び事後対策の基本的事項を示す。
今年度の予定	八代市危機管理マニュアルの見直し